

京都市教育委員会教育長告示第3号

京都市野外活動施設花背山の家条例第4条ただし書の規定に基づき、京都市野外活動施設花背山の家を次のとおり臨時に休所します。

平成26年5月9日

京都市教育委員会
教育長 生田義久

臨時に休所する日 平成26年12月8日（月）及び同月9日（火）

（野外活動施設花背山の家事業課）